県民博
情報コーナー図書

奈良県立　　（通巻第19号）

民俗博物館だより

Vol. Ⅵ No. 1
1979. 6. 5

灌　仏　会（大和郡山市・松尾寺）

目　　次

大和の民家 ～構　造～ ……1
灌仏会（大和の民俗行事）……4
手焙試考 ～所謂手焙形土器の位置づけによせて～（物質文化）……5
家財道具の変遷（フィールドノート）……7
樫木屋の諸刃の鉋刃（民俗資料調査抄報）……10
和傘製作技術 ～竹材から傘骨つくりまで～（同調査抄報）……10
おしらせ……11

大和の民家 (11)

大和の民家 ～構 造～

長谷川晋平

大和の民家と題して、奈良県下に所在する古民家をとりあげ、平面的、外観的あるいは細部的にわたり号を重ねているが、本号では主として構造について「奈良県文化財調査報告第13集民家調査報告書」をもとに述べてみよう。

県下の民家の小屋組は、町家の東立の和小屋と農家の垂木構造と扠首組に大別される。

民家の奥行のひろさは、扠首台となる上屋梁の長さが、一般には３間半のものが多く、これ以上の民家は、17世紀前期に入る和田家住宅と笹岡家住宅である。前者は元和年間（1615～23）に、後者は寛永年間（1624～43）にそれぞれ建設されたと伝える。この両住居は上屋梁が４間半におよぶ大型住居である。

和田家住宅の構造は、後の改造があり疑問も提示されているが、笹岡家住宅と同様に上屋筋に柱が立てられている。また、17世紀に入る玉井家住宅は、梁は３間半であるが、ここでも上屋筋に柱が入る。

大型住居は、一般的に時代が降るにしたがい差物を入れて下屋をとりこみ、梁間を広くする方法を用いている。なかには、18世紀に建設された森村家住宅では、梁は4間で上屋筋の柱を抜く手法がみられず古式の住居もある。また、17世紀の建設とみられる山岡家住宅では、正面側に梁の先端がはねだしてせがい風の小天井をつくるが、旧規は正面の軒を葺下したものとみられている。現状では正面半間の通りは、桟瓦葺の庇を設けている。

このような梁をはねだし、出桁を設けて正面の軒を深くする構造は、東北部の山間地に多くみられる手法である。菊屋家・西浦家・旧東谷家・北浦家各住宅はいずれもこの構造をとり屋根を葺下している。後２者はこのはねだしが背面にもみられる。菊屋家住宅と北浦家住宅では、上屋筋に柱が立ち古式であり、また、棟束も併用されている。しかし、構造自体は垂木構造をとらず扠首構造になる。垂木構造から扠首構造にうつる転換期にあったものだろうが、一方、屋根を葺下すために梁をはねだし、出桁をおく構造をとったために

部材の名称

1	大棟(瓦積)	13	根太天井	21	下　屋	26	土　台
2	棟　木	14	差鴨居	22	側　桁	27	礎　石
3	棟　束	15	帳台構	23	腕　木		
4	小屋束	16	敷　居	24	上屋柱		
5	小屋貫	17	根　太	25	下屋柱		
6	母　屋	18	大　引				
7	桁	19	床　束				
8	出　桁	20	上　屋				
9	垂　木						
10	野　地						
11	敷　桁						
12	上屋梁						

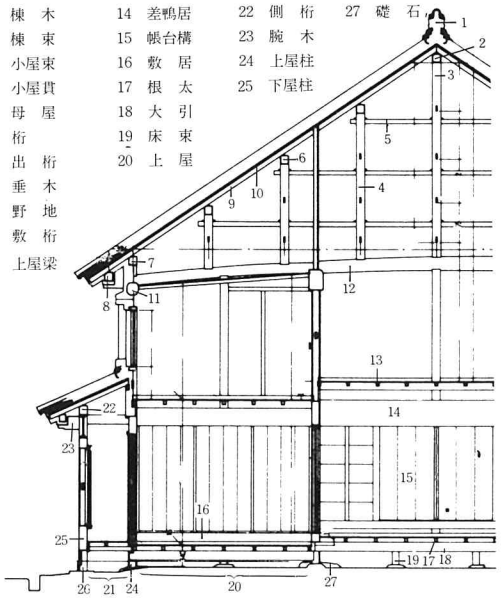

第１図　町屋断面図

第２図　東立の和小屋

第３図　簡単な和小屋

小屋構造を堅固にできるように扠首・束の併用を考慮したものとも考えられている。なお時代が降るにしたがって、この地方でも棟束は廃止されるのが目立つ。下市町の中西家住宅や東吉野村の谷家住宅でも、棟束をたてる扠首組で、梁をはねだしてせがい風につくられており、この構造は山間部民家で盛んに用いられたものと認められる。建設年代の古い西吉野村の西田家住宅では、３間半の梁の中央に束踏をわたし、棟束をたてて垂木構造をとっている。これに似た構造が堀家住宅でもみられることから、垂木構造は山間部の民家の古制を示唆する。

ところで平担部の民家で古い大型住居でもある中家住宅や村井家住宅をみると、山岡家住宅と同様上屋梁は３間半あるいは３間であり、上屋筋で柱が省略されはじめる。そして下屋をとり入れることによって、大型住居としての奥行の深い梁間をつくっている。上屋梁がこの程度の梁間につくられるのは、18世紀中頃からは一般的であり、とくに大型住居でなくともみられるものであるが、17世紀から18世紀はじめにかけては、この程度の梁でも一般民家に比べて大きなものだったと認めざるをえない理由として、

18世紀はじめごろに建設されたとみられる吉川（禎）家・旧萩原家・松井家の各住宅は、いずれも庄屋級の住居であるが、これらの建物の上屋梁はそろって２間半の短いものであるからである。したがって、現在の奈良県の民家に一般的にみられる３間半ほどの上屋梁は、18世紀はじめごろまでにはまだあまり多用されていないと考えられ、18世紀前半ごろから、一般民家にとりいれられたとする見方も成り立とう。とすれば、一般民家がこの種の３間半梁を上屋梁に用いる時期は、平地部も山間部も同じころとみなされる。このことはまた、平地部の民家は上屋と下屋からなる構造だったと想像される。松井家住宅にみられるような、前後の下屋が差物をいれてとりこまれる構造は、吉川（禎）家・旧萩原家両住宅より進歩したものであることと、この両住宅とも表側の上屋筋より前に「ざしき」前の縁や土間の前面がでていることを考えると、この部分は下屋で処理されていたことが判る。前面下屋が当初から瓦葺の庇になるのは村井家や松井家住宅にみられるし、またせがい風の梁のはねだしもみられないので、18世紀には平地部の住宅は軒を葺降すことは極くまれであったものと思われる。

町家では、扠首構造をとらず束立ちの和小屋の構造となる。２階が整備されるに伴なっ

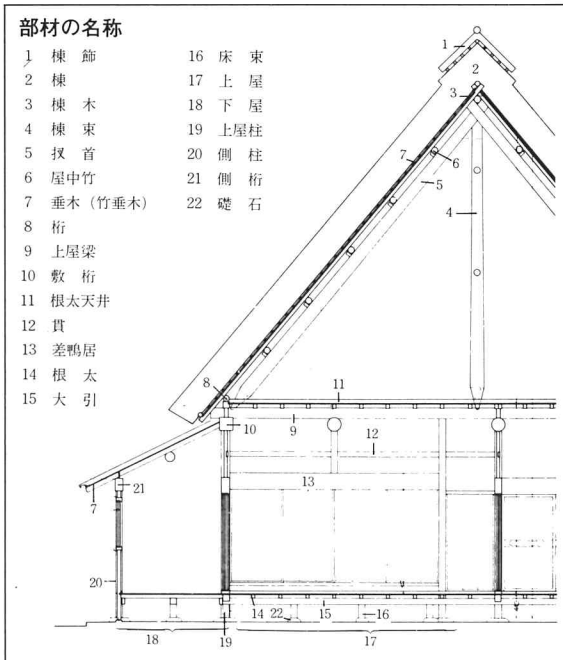

第４図　農家断面図

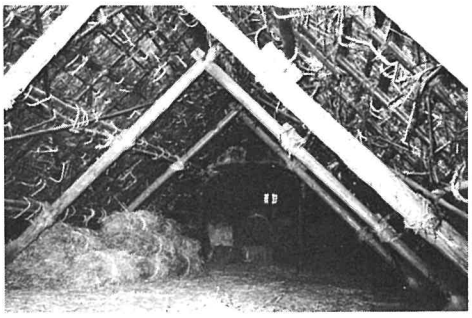
第５図　扠首小屋組

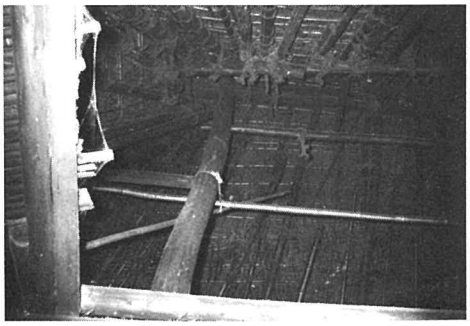
第６図　垂木構造

て高い棟束が立てられずに小屋内にも１段梁がいれられ、さらに梁上に束が入れられて空間をつくり、また、表側は登梁をいれて母屋桁をうけるなど、小屋裏が居室化する。

吉野の十津川、下・上北山地方の山地の民家は扠首構造をとらず簡単な和小屋の小屋をつくる。葺材も杉皮やヘギ板を用い屋根勾配も緩い。この地方で、18世紀前半のものに辻家住宅が代表され、他は18世紀中期以降のものである。

十津川地方のものは小屋内に二重梁を一段いれて棟束を入れるが、川上地方のものは、天井上から直接高く棟束をたてる方式で、構造は和小屋であるが異っているといわれている。

なおこれらの構造部材のうち、小屋組材は丸太の皮をむきそのまま使用するものや、表面をチョーナ削りで梁はウリムキ様に仕上げる。前者は主として扠首小屋に用い、後者は和小屋の部材に多く用いられている。

参考民家

居住者（名称）	所在地	備考
旧東谷家住宅	奈良市法華寺町（旧添上郡月ヶ瀬村）	県指定文化財　18世紀後半
旧萩原家住宅	大和郡山市矢田町（旧桜井市上）	県指定文化財　18世紀前期
吉川　禎一	橿原市山之坊町	元禄16年（1703）
森村　正典	〃　新賀町	18世紀前半
玉井　健三	桜井市外山	寛文13年（1673）寛政文書
菊屋　源郎	添上郡月ヶ瀬村	重要文化財　江戸中期
西浦重五郎	〃　〃	18世紀後半
北浦　常吉	山辺郡山添村	寛保元年（1741）
中　則夫	生駒郡安堵村	重要文化財　江戸初期
松井梅太郎	磯城郡三宅村	17世紀～18世紀
笹岡　マサ	宇陀郡大宇陀町	重要文化財　寛永年間（1624～43）
山岡　義孝	〃　〃	県指定文化財　17世紀
村井好之助	北葛城郡新庄町	重要文化財　元禄13年（1700）
中西　一治	吉野郡下市町	18世紀中頃
堀　栄三	吉野郡西吉野村	重要文化財　16世紀以前
西田　敏一	〃　〃	重要文化財　江戸初期
和田　嘉蔵	〃　〃	17世紀初
辻　堅二郎	〃　十津川村	享保10年か（1725）
谷　善之丞	〃　東吉野村	18世紀初

第７図　登梁小屋組

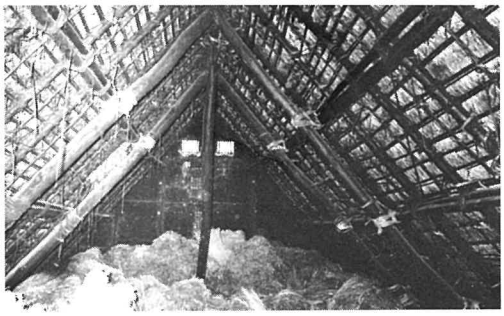

第８図　扠首組に棟束を立てる小屋

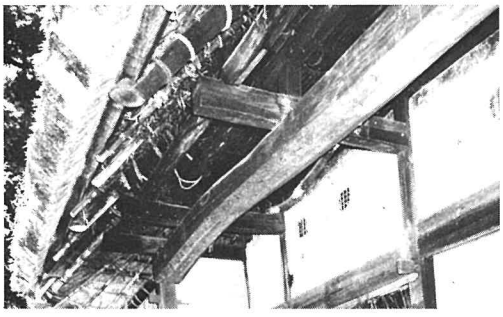

第９図　せがい造り

第10図　二重梁を入れる和小屋

① 奈良県文化財調査報告第13集民家緊急調査報告書　奈良県教育委員会　昭和45年
第１図は重要文化財笹岡家住宅修理工事報告書　奈良県文化財保存事務所　昭和46年
第２図は重要文化財豊田家住宅修理工事報告書　奈良県文化財保存事務所　昭和53年
から転載。

大和の民俗行事（15）

灌　仏　会

浦西　勉

旧暦４月８日は釈迦誕生の日として、誕生仏に甘茶をそそいでまつる、いわゆる灌仏会（仏生会・花祭、浴仏会などとも言う）が、各寺々で行なわれている。木で作られた花御堂を設けて、その屋根にいろいろ美しい草花をふいて飾る。この花御堂の内部に手頃な灌仏盤を置き、その中へ釈迦誕生仏を安置する。参詣者は備えられたひしゃくに甘茶をくんで誕生仏の頭上から注ぐのである。この行事を行うに際して、僧侶は『灌洗仏形像経』『浴仏功徳経』『浴像功徳経』などの経典を参考にしたようである。すなわち『灌洗仏形像経』[註(1)]によると「４月８日の夜半、明星の出づる時を以って生まれて地に堕ち、七歩を行き右手を挙げて而して言う『天上天下に唯だ吾れ尊しと為す。當に天人の為めに無上師を作るべし』と。太子の生れる時、地は大動を為し、第一四天王及至梵天、忉利天王、其の中の諸天、各十二種の香を持ち、雑種の名花を和湯して以て太子を浴す」とあり、今日のように甘茶ではないが行事内容は同一である。また同経典には、４月８日について「４月８日を用ふる所以は、春夏の際にて殃罪（とがつみ）悉く畢り、萬物普く生じ、毒気未だ行なはれず、寒からず熱からず時気和適なるを以て、正に是れ佛生れる日なり」とある。これも日本にもあてはまる説明である。中国で訳されたこれらの経典は、日本においてもほぼ同様の伝承と行事が伝えられたと考えられよう。『浴仏功徳経』[註(2)]では「衆生のために、香湯を浄器の中に置き、先ず方壇を作り、妙抹の座を敷いて、上に仏を置き、もろもろの香湯を以て、次第にこれに浴みせ、香水を用ひて畢り、また浄水を以て其の像を淋洗す」とある。最初に記した今日日本で行なわれている灌仏会と同一である。

上記の経典などによってこの灌仏会が日本に伝わったという想像ができようが、ではいつごろから伝わったのかというと次の『三宝絵詞』[註(3)]（984年成立）が参考になる。すなわち「承和７年（840年）４月８日に清涼殿にしてはじめて御灌仏の事を行なはしめ玉ふ。律師静安候て、経にとける旨をもちて、ぞつあるべき事を奏し定む。やがて今日導師をつかまつられる。これより後にひろまれり」とある。宮中では奈良時代から始められたというのであり、また、「経にとける旨をもちて」というのはやはり上記の経典であったのだろう。

東大寺では奈良時代の誕生仏があるところから、当時からまつられていたのであろう。また、正安元年（1299年）に上座法眼集によって書写された『東大寺年中行事』の四月八日の頃には「佛生念於大仏殿行之」と記されている。また、その頃に楽人と記されており、また僧が80人とも記入されているところからかなり盛大であったのだろう。また興福寺でも「浴像会」と称して行なっていたことが『大乗院寺社雑事記』で知ることができる。また楽人も伴っていたともいうから大変にぎわったのだろう。このように奈良の大寺院ではかなり古くから盛大に行なわれた行事の一つである。近世になって松尾芭蕉が奈良の町へやってきた時たまたま灌仏会の日にでくわして次のように記している。「灌仏の日は奈良にて爰かしこ詣待るに鹿の子を産むを見て〈略〉」[註(4)]とあり、寺々の灌仏会をみて回ったのだろう。

ところで上に記したのは、おおざっぱな灌仏会の歴史的流れと、全く寺院や僧侶中心に解説したのであるが、仏教寺院は本来民衆とのかかわりを大変強く持っていたと想像でき、この灌仏会も民間にしたしまれていたはずで

灌　仏　会（東大寺）

ある。松尾寺では４月29日[註(5)]にこの灌仏会（花祭）を行っている。近在の子供をあつめて、花御堂の花を採集したり、お経や灌仏会についての説経や映画などのレクリェイションをかねて共同で行っている。また、久米寺では５月３日の久米レンゾに灌仏会を行って、多くの人に甘茶を飲ませている。これなどは、今日民間と接触している例である。古くはもっとあったものと考えられる。たとえば、釈迦まつりに使用した甘茶で「ウヅキ８日は吉日でオナガムシの成敗をする」と書いて便所にはっておくと虫がつかぬという信仰のもつ村（都祁村相河）[註(6)]などがある。また、甘茶を家のまわりにまけば蛇が入らぬとか、甘茶を田圃の周囲にまけば虫が入らぬなどという俗信が各所に伝えられている。これらの伝承からやはり民間と密接であったものと思う。ただ農村では旧４月８日をオッキョウカ（卯月八日）と称して、４月７日の夕方にテントウバナ（ツツジ、フジの花）というて、十字に竹竿にくくりつけ庭に立てて９日の朝まで立てる風習が各所にあった。[註(7)]農業中心であった村落では、農業の利益と直接関係がない灌仏会は、十分に農村の行事としては定着していないきらいがある。だから４月８日を農民はオッキョウカとよび、寺院では花まつり、灌仏会などとよんでいる。

註(1)・(2)　『国訳一切経』64巻
(3)　「三宝絵詞」（『大日本仏数全書』１巻伝記叢書）
(4)　「笈の小文」（岩波文庫『芭蕉紀行文集』）
(5)　旧暦４月８日に行っていたが、５・６年前からこの日に定めた。
(6)　「奈良県綜合文化調査報告書都介野地区」
(7)　宇陀郡・山辺郡・吉野町などで聞く。

物質文化

手焙試考

～所謂手焙形土器の位置づけによせて～

奥野義雄

人が使う道具・用具は、いわゆる動産という概念で捉えられ、動く物あるいは動かせる物として位置づけられる。

したがって、動産に対する不動産としての土地やそれに立脚する家屋に、附随するが定まった場所を与えられない道具・用具がある。しかしながら、これらの道具・用具も家宅の内部に置かれる場合、ある一定の法則がなければならない。いいかえれば、家宅内部の間取によって利用空間の位置づけが存在するかぎり、その利用空間（たとえば土間、納戸、座敷などの名称が示唆するごとく）にはその利用に伴なう道具・用具が配置・設置されなければ家宅内部の空間を充分に活動しえないであろう。

そこで今日現存し、ごく近年まで使用されていた手焙りと弥生時代における所謂手焙形土器の接点を試みに考えてみることにしたい。

まず、近年まで使用されていた手焙（奈良県下各地域によって火入、手炉、火ごろ、手さげ手焙という名称で呼ばれるが、ここでは便宜上統一名称にする）は、その大半が女性の手仕事、主に機織りのとき使用されるという。たとえば、三宅村小柳採集の手炉は土製のもので、手仕事などに女の人が手を暖めるために使うという。また、大淀町今木採集の手炉も同じく土製で、機織りの際に手などを焙るのに使用するという。さらに王寺町本町採集の手焙は陶製で、針仕事の際に使うという結果をもたらす（資料はいずれも民俗博物館蔵品）。この事例が示唆する点は、針仕事や機織りなど作業に使用され、使用する対象が主に女性であることで、家宅内部の空間は一種の作業場的間取りを与えることによって手焙の位置づけができるようである。

一方、弥生時代後期に位置づけられている所謂手焙形土器の出土状況を窺うと――江谷寛「手焙形土器の再検討」（『古代学研究』第59号所収）によるかぎり33例の手焙形土器の出土状況の抽出をみるが、明らかに出土状況がわかる事例は少ない。しかし、数少ない出土状況の事例ではあるが住居跡内部例をみる――住居跡上の土器包含層中から、住居跡内の二段状ピット内部から、隅丸方形の住居

跡床面からであると報告されている。

この良好な住居跡内部事例から手焙形土器を試みに位置づけるなら、祭祀用具という結論を導くより弥生時代における生活用具として捉えられないであろうか。なぜなら、住居内部が現在に至るまで縄文時代から脈々と間取り設定が行なわれているなら、そこには男性と女性の占める空間が定められ、かつ作業場の空間も「家」という概念とともに後世（弥生時代以降）に引き継がれていったと考えても妥当であろう。水野正好氏が東京都西秋留遺跡第1号住居などでその〝間取り〟の分析を試み（「縄文時代集落研究への基礎的操作」〔『古代文化』ＸＸＩ－3・4所収〕）、さらにこの成果とあわせ北方ユーラシアのテントの間取りを検討して性的空間分割に属する点を提示した大林太良氏の「縄文時代の社会組織」（『季刊人類学』２－２所収）の成果から、弥生時代の住居内部出土にみられる手焙形土器が、女性の手仕事に伴なう生活用具として位置づけられるのではなかろうか。それが、女性の作業である機織りや裁縫に直接的に結びついていくかは明確ではないが、女性の作業用具の一つとして手焙形土器が存在しはしないだろうか。江谷氏が提示した枚方市鷹塚山遺跡の出土例に伴出する「土製小玉や分銅形土製品」（前掲書）は女性と関連する遺物と考えることが妥当であろう。とくに、分銅形土製品は、女性の手仕事の一つであるものを編むか、織るかのいずれかに使われるオモリではないかとも推察でき、祭祀的要素を含むものではなかったのではあるまいか。

現今の手焙、手炉などと呼ばれる資料が付表のごとく、主に女性の道具・用具であったと考えられることから、弥生時代の手焙形土器を女性の生活用具として位置づけることを試みに行なってきた。この試考は今後の民俗資料としての手焙と考古資料としての手焙形土器の充分な調査によって結果が導きだされるであろうが、数少ない出土状況の良好な事例と縄文時代の住居の間取り—空間利用がすでに確立していたことをも考えあわせると、弥生時代の手焙形土器が以上ごとき道具・用具へ導かれるのではないかと試みに考えられてきた。

手あぶり用途一欄

名称	材質				使用対象
	金属製	土製	陶製	その他	
火入	○				
手あぶり		素○			女の手仕事？
手さげ手あぶり		瓦○			女の手仕事？
手炉		○			女の手仕事
手炉		○			女の手仕事（機織）
足あぶり		瓦○			足を暖める
手あぶり			○		女の手仕事（針仕事）
火ごろ（手あぶり）		瓦○			
手炉					
手あぶり	○				女の手仕事
手炉	○				女の手仕事
手炉		○			女の手仕事
手あぶり		瓦○			
手あぶり	銅○				
手あぶり		○			女の手仕事？

※？印は使用者直接の聞取りでないため明確でないもの。

手焙（安堵村）　H19.2　φ18.2

手焙（三宅町）　H17.3　φ16.9

手焙（王寺町）　H18.6　φ17.4

フィールドノート

家財道具の変遷

芳井敬郎

今日でも旧家には何代にもわたる家財道具、とりわけ嫁（婿）入道具や冠婚葬祭のための使用具を蔵している場合が多い。しかし、その多くは、生活様式の変容により、死蔵と化しているが、「一生道具」ということから、老人のある家庭では廃棄もせずに残されている。しかし、その名称、使用途等については、今日では忘れられつつある。これらのことは、生活史の上で欠くべからざる内容を持つものであるが、史（資）料の上には残りがたい。

そこで、小稿ではそれらの道具を「道具屋」として商いされていた一老人*の貴重な伝承を通じてその種類、利用法、変遷等について明らかにしてみたい。

❶ 商いされた品種（大正初年～昭和初年頃）

品名	写真番号	品名	写真番号
箱膳	1－1	本膳	1－2
汁椀	1－2	飯椀	1－2
壺椀	1－2	平椀	1－2
汁注	1－3	飯櫃	1－4
杓子	1－4	硯蓋	
茶漬け膳		懐石膳	
卓袱台		鉄瓶	
サイ重	1－5	小田原行器	1－6
本行器	1－7	羽織箪笥	2
小袖箪笥	3 5－23	硯箱	4－1 4－4 5－26
料紙文庫	4－2 5－24	文箱	4－3
紙文庫	4－5	座敷机	4－6
丸火鉢	4－7 5－21	文机	5－27
長火鉢・角火鉢		産湯盥	4－8 5－22
姿見	5－1	小物箱（1閑張）	5－2
袱紗箱	5－3	半襟箱	5－4
免状箱	5－5	糠箱	5－6
火熨斗	5－7	火鑵	5－8
鋏	5－9	ノボリ箪笥	5－10
御殿衣桁	5－11	隅衣桁	
茶棚	5－12	煙草盆	5－13
本棚	5－14	衣裳箪笥	5－15
床几枕	5－16	坊主枕	5－17
姫鏡台	5－18	鏡台	5－29
鬢台	5－19	手拭掛	5－20
鍵箱	5－25	針刺	5－28
下駄枕		舟底枕	
振袖箪笥		帯箪笥	
湯具箪笥		手元箪笥	
帳箪笥		小物箱	
水屋		柳行季	
髪文字箱		色紙箱	
短冊箱		衣裳盆	
脇息		下駄箱	1－8
バスケット	1－9	トランク	
長持		乱れ箱	
屑箱		重ね箪笥	
間箪笥		湯桶	4－9
下駄網			

❷ 各道具の利用法と変遷

前記の表のなかの箱膳は銘々1人ずつの食卓であり、シッポク台（茶袱台のこと。大和ではこう呼んでいる）は家族共用のものであることは周知のことであるが、箱膳から茶袱台への利用は急激なものでなかった。年寄りや家長だけが、また反対に使用人だけが箱膳を使用するというように、1軒内でも2種のものを併用する時代もあったため、その変化は遅々たるものであった。茶袱台には2尺5寸（二・五という）、3尺ものがあった。またすき焼き用の七輪を置くための穴を真中に切った台も後には売り出された。

膳には各種のものがある。本膳は一名宗和膳と呼ばれる足付きの真塗で、式正の席で用いられるものである。これには、4つの椀（飯椀、汁椀、平椀、壺椀）をのせる。また、席ではその側に添物の料理をのせる硯蓋をつける。硯蓋とは塗物で花鳥風月等の蒔絵をした、銘々盆のことである。その他、本膳を用いるような席には、汁注ぎを使用した。豆腐入の吸物が多かったが、その際、汁注ぎには豆腐を砕いてモミドウフにしておき、席に持ち出し注口から各人の汁椀に注いで回った。膳椀は、20人、40人前と組んで販売したが、かなりな費用を要したため所持する家のものが、よく他へ貸すことがあった。そこで道具には「ヤ」や「ト」というような目印を漆でつけ

ておいた。

茶漬け膳、懐石膳が略式に用いられた。茶漬け膳は折敷の下に二枚の板を組み込み、横桟で固定した足のついたものである。これは春慶塗りで、奈良県吉野郡下市町の千石橋附近の塗屋（ぬしや）で塗られた。そこで、吉野塗と呼ばれた。懐石膳は足のない折敷のことで、隅切になったものもあった。

贈答品を運搬する道具に行器がある。大和一帯ではホカイを「ホッカイ」と呼び習わしている。重箱型でかぶせ蓋をつけ、外を黒く内を赤く塗ったサイ重、饅頭型をした小田原ホッカイ、それから本ボッカイの三種があった。これらは、祝儀、不祝儀のある家への贈物、また、その家からの返し物を入れ、持っていくのに利用された。贈答品は、米、小豆、餅などであった。

表に掲げた前述以外のものは、ほとんど嫁（婿）入道具となっていた。婚家へ持参する道具は、下駄箱と衣類の入った柳行李のみの組み合わせから、「五カ」、「七カ」と家の格、財力によってその数を増していった。例えば七カの場合は、小袖篋笥、羽織篋笥、帯篋笥、振袖篋笥、手元篋笥、長持（２棹）の組み合わせである。五カは、そのうち、帯篋笥、長持が１棹分除かれる。そして、七カ、五カとも附属品をつける。それを「七つ道具」「五つ道具」と呼んでいた。「七つ道具」は、箏箱、衣桁箱、鏡台、針刺、鬢台、乱れ箱、屑箱の内容である。

小袖篋笥は幅３尺で表着を入れる。これは両側に下げ金具がついている。湯具篋笥は小袖篋笥より１まわり小さく（幅2尺6寸ほど）、下着（腰巻、下帯）などを入れるのに用いられた。羽織篋笥は幅４尺で向って右下にノボリ（引き出し）がつき、足袋などの小物を入れるようになっている。振袖篋笥も幅４尺ほどのものである。手元篋笥は幅２尺６寸ほどの、貴重品やむかしの嫁入道具となっていた百人一首など小物を入れるものである。（つづく）

＊　橿原市八木町高木きぬえ氏（明治34年生）

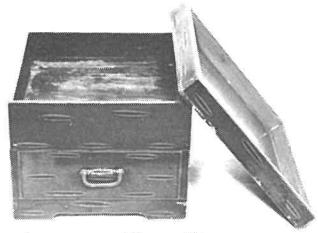

写真１－１　箱　膳
（270×270×185ʰ）

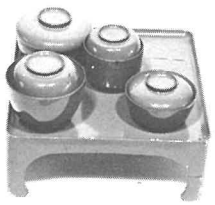

写真１－２　本　膳・椀
（315×315×110ʰ）

写真１－３　汁　注
（297×207×255ʰ）

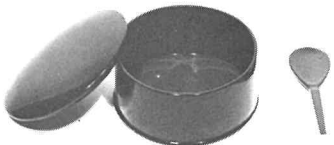

写真１－４　飯　櫃
（250ᵠ×130ʰ）

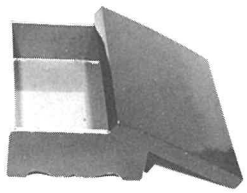

写真１－５　サ　イ　重
（330×415×150ʰ）

写真１－６　小田原行器
（310ᵠ×230ʰ）

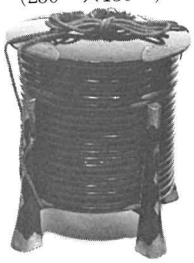

写真１－７　本　行　器
（380ᵠ×420ʰ）

写真１－８　下　駄　箱
（465×267×374ʰ）

写真１－９　バスケット
（400×280×330ʰ）

※いずれも奈良県立民俗博物館蔵（単位mm）

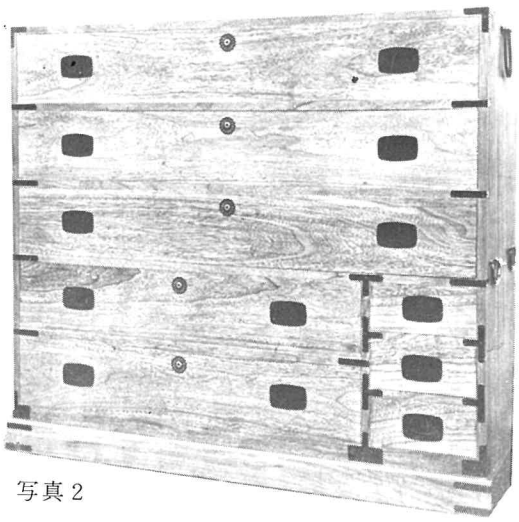

写真２

写真３

写真４

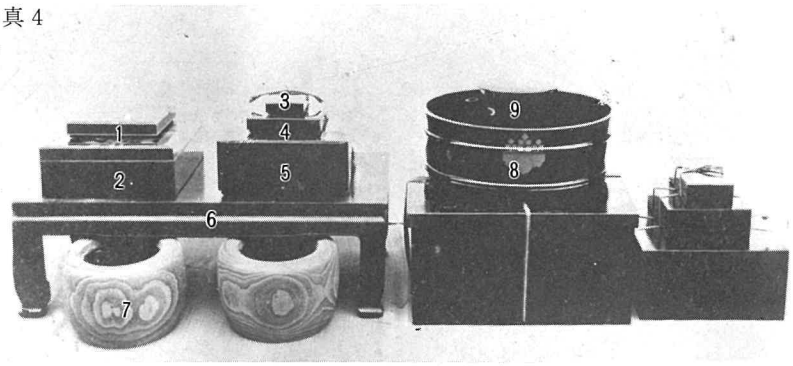

写真５

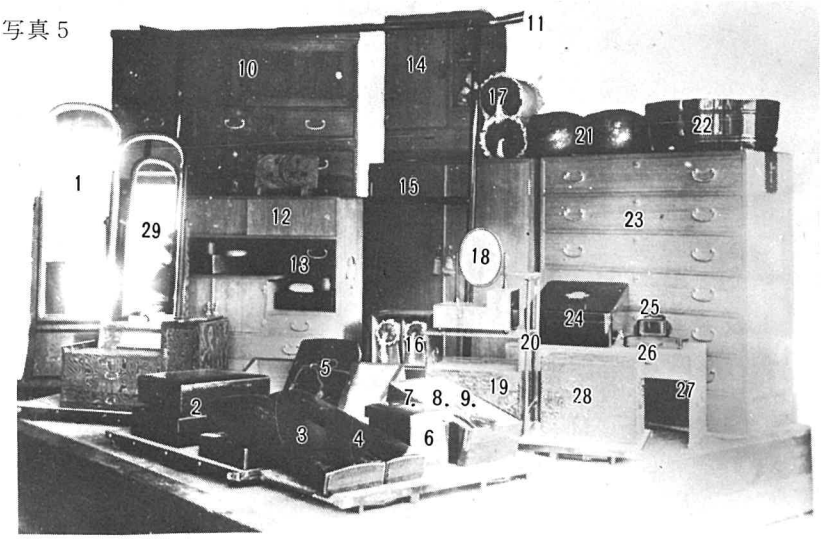

※いずれも高木茂男氏（橿原市八木町）所蔵写真（大正初期撮影）

民俗資料調査抄報　①

樫木屋の諸刃の鉋刃

大宮守人

多くの切削用木工刃物は片刃であるが、樫木屋の使用する鉋刃には諸刃（両刃）のものが見られる。

樫木屋は、シラカシなどを主要な材料として鍬の柄や鋤の平などを主に製造したが、その他、マグワや筵機の筬や、綿操機など、堅木（カシ、シイなど）を材料とした用具を、注文によって幅広く製作した。そして、その用具の内、鉋類は、各種の柄物を切削する関係上、内丸鉋（柄物の円周に沿った鉋）が中心で、その種類も多い。

樫木屋の鉋は、大きく二つに大別出来る。柄や棒の直線部分を削る長台と、柄のカブや柄尻付近の馬の背状になった部分を削る反台の二種である。この二種にそれぞれ、アラシコ、チュウシコ、シアゲと、最低三種の鉋が分属しており、また、製作する柄の太さによっても異なる丸鉋が用意されている。

新規の「生業を支えた職人」展の資料調査で今回の調査先は、菟田野町古市場、太井寅男氏（大正15年生、54才）。16才の年から父に樫木職を習い、今年で37年間続けている。父・甚太郎氏（明治30年生、故人）は、やはり16才頃に名張（三重県）の今井という樫木屋で修業をしたという。

太井寅男氏は、柄の切削の折、チュシコと、シアゲには、両刃の一枚鉋を使用しているが、他の樫木屋では話しを聞くのみで、現在使用していない。その話によると約50年ほど前に大阪の職人が出職に来た折に、オサへの入った二枚刃の鉋を樫木の仕事に使ったのを、同じ場所で仕事をした職人が興味を示していたという事を、浅田宗彦氏（天理市櫟本浅田樫木製作所）は父から聞いたという。また一方、大工の使う、裏金付の合わせ鉋（二枚刃鉋）も、日露戦争（明治37、８年）のころ、熟練大工の不足で素人のような大工がたくさんあらわれたので、逆目のできにくい鉋として考案されたものだといわれる（村松貞次郎著、大工道具の歴史）。一人前の大工は、一枚刃の鉋で良い仕上げが出来る事が一つの条件ともいはれるが、時代の要求によって、より早く、一定水準の仕事が出来よう、様々な機械が考案され普及していくのと同じような事が、樫木屋や大工の鉋の変化にも見られたのではないかと考えられる。

太井寅男氏の場合は、菟田野町古市場という立地条件から、奈良市内や、天理市近辺のように、需要の増加が著しくなく、比格的安定した仕事を続ける事が出来たため、今日でも、両刃の鉋のように、手間はかかるが逆目が出来にくく、つやも出る鉋刃が使い続けられて来たとも考えられる。

太井寅男氏の工程は柄の場合、(1)　アラシコ直線部―平鉋オサへ付二枚鉋、曲線部―反台オサへなし片歯一枚鉋。(2)　チュウシコ直線部―内丸の長台オサへ付（昔は両刃一枚鉋）、曲線部―反台の両刃一枚鉋。(3)　シアゲ直線部―内丸の長台両刃一枚鉋、曲線部―内丸の反台両刃一枚鉋。以上のように使い分けている。

サンドペーパーや、ヤスリなどの仕上げ材料（道具）の普及によって、鉋による仕上げの度合いも変化した結果、両刃の一枚鉋は姿を消したと思われるが、今後は、他の職種（唐木職や、象牙細工職）の道具などとも比較して、道具の変遷を考えると共に、古い諸道具の収集にあたりたいと考える。

両刃の一枚鉋（刃口部分）

民俗資料調査抄報　②

和傘製作技術

～竹材から傘骨つくりまで～

奥野義雄

昭和54年４月よりの展示「竹・伝承技術とその信仰」のテーマ展の展示資料の調査を行なったが、展示の主旨どおり生活用具とその伝承されてきた技術が中心であった。ここでは、展示資料の調査の一端を記すにとどめ、「番傘製作技術」を紹介することにしよう。

竹を素材とする用具ですでに消滅した技術は少なくないが、紹介する所謂〝番ガサつくり〟も今日では、吉野町宮滝在住の山田実さんただ一人になってしまった。山田さんの話から、親の代から番傘製作を行なっていたこと、山田さん製作の和傘が所謂「五条傘」として古くから衆知されていた傘であったこと、現在製作中の番傘等は主に神社仏閣からの注文で、一般家庭からの注文はほとんどないこと、さらに種々な傘も傘の要となるロクロ（傘の骨を支える先端部および柄の半程に固定された

丸いものをこのように呼ぶ）の在庫も限りがあり、これがなくなると傘つくりができなくなるということ、さらにこのロクロ製作も今日では奈良県下にはなく、遠く岐阜県に求め、岐阜県下でもロクロ製作者が一人しかいなくて、現在その製作をやめているということなどが窺えた。また、五条傘は、岐阜の傘に比べて骨組数が多く54本の親骨・子骨からできあがるが、岐阜の傘は五条傘に較べて骨数４本少ないのでやや小振りであるという。

傘の製作は、竹を材料としてつくられるカゴ、ザル、ミなどと同様に１つのものを完成品に仕上げるのではなく、骨づくりなら骨を１日かけて数本分の傘の骨をつくるという工程である。したがって、１日で傘の全工程を窺うことはできない。

傘の製作には、周辺８～９寸のマダケを素材と使い、周辺８～９寸を54本分の骨（親骨）に小割りするが、その方法としては、まず切り出しで竹の皮を剝ぎ、その後小割りサシを使って周辺を７つに区分けする。小割りサシは骨８本分であり、６×８本と１×６本分（小割りサシで測った残り）という測定によって親骨がまずつくられ、次いで竹カブの方で子骨がつくられる。親骨や子骨とも同じ工程をたどるが、サシで測った竹を小割りにしこれを$\frac{1}{2}$に割り、さらに$\frac{1}{2}$に割った時点で親骨の場合は３ケ所、子骨の場合は２ケ所に穴をキリで穿つ。穿った後に$\frac{1}{2}$に小割りにしていくと傘の骨ができる。小骨の場合は親骨と異なって一つ余分な作業がある。ナカツキ道具で子骨の中央に１寸程の切れ込みを入れる。このナカツキ（切れ込み）は丁度親骨と繋ぐときにこの切れ込みにはさむような仕掛になる。幾本分の骨がつくられると１本づつにまとめるため竹クシ（スエ）で先端の穴に通しておき、傘の末になる方の穴に糸を通す作業にうつっていく。この作業の後に衆知の傘の原型つくりが行なわれるが、ここでは傘の原型までの作業の紹介にとどめる。

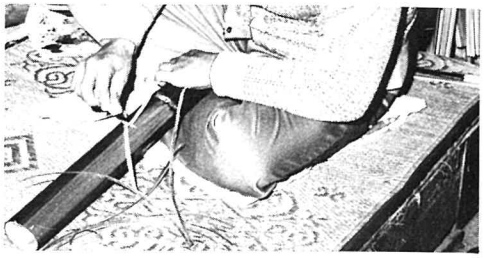

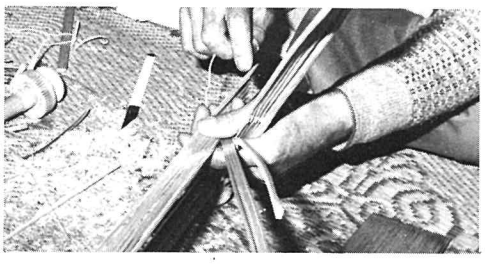

★★★★ おしらせ ★★★★

●民俗博物館の行事予定

６月３日まで
　テーマ展「竹・伝承技術と信仰」
６月９日～９月24日
　テーマ展「日々のくらし～くらしと用具～」
６月10日　民俗文化映画の会（PM２～３）
６月24日　体験学習講座〈吉野カゴつくり〉
７月22日　体験学習講座〈ザルつくり〉
７月28日～29日　親と子の民俗教室
８月12日　民俗文化映画の会（PM２～３）
８月26日　体験学習講座〈シャクシつくり〉

《表紙解説》　年中行事の一つである〝花まつり〟は県下でも各地で行なわれている。
４月下旬から５月上旬にかけて行なわれる〝花まつり〟は、お釈迦さんの誕生日を祝った祭礼で、従来は生誕日の４月８日に誕生仏に甘茶をかける行事である。

■編集後記■

花の色香が公園いっぱいにただよい、色あざやかに咲きほこる今。私たちの目をたのしませる。

花も木も公園とともに次第に根をはりはじめた五年目。公園とともに博物館と民家群も五年を迎えようとしている。

本誌も博物館とともに歩みつづけ、毎年「今年こそは」と飛躍の年であることを祈り努めてきたが、「今年もそうありたい」と思いつづけている。この想いで本誌も一部変更を加えてみた。（Z）

奈良県立民俗博物館だより　Vol. Ⅵ　No.1　１９７９年６月５日　発行
奈良県立民俗博物館 編集発行　〒639-11 奈良県大和郡山市矢田町545　☎07435③3171㈹　印刷　㈱中西文山堂